



【重要】ホンダAA規約改定のご案内

平素はホンダオートオークションをご利用いただき誠にありがとうございます。
ホンダAA規約を改定いたします。改定内容をご確認いただき、ご参加賜りますようお願い申し上げます。

2025年10月6日開催分より適用

改定前	改定後
ホンダオートオークション規約 第4章 出品	ホンダオートオークション規約 第4章 出品
第27条（出品の申込みと申告義務） 6．出品店はオークションにおいて自らの出品車両が落札されなかった場合、オークションの開催日を含め4日以内に当該車両を搬出しなければならない。当該期日以内に未成約車両が搬出されなかった場合、主催者は第52条（車両の搬出）の規定により当該車両が再出品されたものとみなす。	第27条（出品の申込みと申告義務） 6．出品店はオークションにおいて自らの出品車両が落札されなかった場合、オークションの開催日を含め4日以内に当該車両を搬出しなければならない。当該期日以内に未成約車両が搬出されなかった場合、主催者は第52条（車両の搬出）の規定により当該車両が再出品されたものとみなす。 ※沖縄ヤードは開催日を含め5日以内
ホンダオートオークション規約 第7章 決済	ホンダオートオークション規約 第7章 決済
第47条（落札店の車両代金等の決済） 1．落札店は落札後にオークション開催日を含め7日以内に着金するよう、落札車両の代金、自動車税未経過分相当額預り金、名義変更保証金、第44条（手数料金額）記載の各手数料その他主催者が定める金額を主催者が指定する銀行口座に振込み入金しなければならない。なお振込手数料は落札店負担とする。ただし主催者が認めた場合は現金授受による決済を行うことができる。	第47条（落札店の車両代金等の決済） 1．落札店は落札後にオークション開催日を含め7日以内に着金するよう、落札車両の代金、自動車税未経過分相当額預り金、名義変更保証金、第44条（手数料金額）記載の各手数料その他主催者が定める金額を主催者が指定する銀行口座に振込み入金しなければならない。なお振込手数料は落札店負担とする。 ただし主催者が認めた場合は現金授受による決済を行うことができる。
ホンダオートオークション規約 第8章 搬出	ホンダオートオークション規約 第8章 搬出
第52条（車両の搬出） 4．会場間陸送を使用した場合の搬出期限は、移送先会場への到着日を含め3日以内とする。3日を超えた場合は1日経過ごとに、主催者は3,000円の損害金を課すことができる。	第52条（車両の搬出） 4．会場間陸送を使用した場合の搬出期限は、移送先会場への到着日を含め3日以内とする。3日を超えた場合は1日経過ごとに、主催者は3,000円の損害金を課すことができる。 5．沖縄ヤードの落札車両について本条1.2.に定める日数から1日加算した日数とする
ホンダオートオークション規約 付記	ホンダオートオークション規約 付記
Honda Auto Auction会場一覧	Honda Auto Auction会場一覧 沖縄ヤード追加 名古屋展示場
会場別出品地域一覧	会場別出品地域一覧 表削除
手数料一覧	手数料一覧 沖縄ヤード追加
H@会員規約（一般会員用） H@会員（一般会員用）会費・手数料一覧	H@会員規約（一般会員用） H@会員（一般会員用）会費・手数料一覧
手数料一覧	手数料一覧 文言追加及び変更

ご不明な点がございましたら、会場スタッフにお問い合わせください。

北海道会場：TEL 0123-28-8609 仙台会場：TEL 0223-25-8609 東京会場：TEL 042-540-8609
名古屋会場：TEL 052-603-8609 関西会場：TEL 078-391-8609 九州会場：TEL 0942-52-8609